



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年11月2日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日  
平成18年10月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ハッ岳ヒューマンエナジー
- 3 代表者の氏名  
小倉輝久
- 4 主たる事務所の所在地  
長野県諏訪郡原村5704番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、子供から高齢者まで誰もが、自然と共存し自然にやさしく安心して暮らしていくためのコミュニティづくりや、障害者等の雇用並びに就業機会の拡充に伴う地域の福祉向上、循環型社会に向けたエコ・コミュニティの実現、地球温暖化防止につながる農業も含めた環境保全に関する教育と活動を行い、社会の利益貢献に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年11月2日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日  
平成18年10月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 団
- 3 代表者の氏名  
神田一恵
- 4 主たる事務所の所在地  
長野県上田市真田町本原337番地6
- 5 定款に記載された目的

この法人は、痴呆老人に対して、自立生活相談、生活介護、生活支援に関する事業を行い、よってノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

## 公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成18年11月2日

長野県知事 村井 仁

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
電子計算装置（ホストコンピュータ）用カット紙プリンタ装置及び高速カット紙プリンタ装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
(1) 名称 長野県企画局情報政策課  
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札者を決定した日  
平成18年10月17日
- 4 落札者の名称及び所在地  
(1) 名称 日本電子計算機株式会社  
(2) 所在地 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額  
3,692,492円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日  
平成18年8月31日

情報政策課

## 公告

長野県医療労働組合連合会から賃金と雇用確保等の要求に関して、平成18年11月10日以降、長野県医療労働組合連合会に加盟する長野医療生協労働組合、中信民医連労働組合、諏訪民医連労働組合、飯田民医連労働組合、東信医療生協労働組合、賛育会豊野労働組合、上伊那医療生協労働組合の組合員が従事する全職場において争議行為を行う旨の通知があったので公表します。

平成18年11月2日

長野県知事 村井 仁

労働福祉課

## 公告

安曇野赤十字病院労働組合から年末一時金等の要求に関して、平成18年11月10日以降、安曇野赤十字病院構内又は職場において争議行為を行う旨の通知があったので公表します。

平成18年11月2日

長野県知事 村井 仁

労働福祉課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年11月2日

長野県知事 村井 仁

- 1 入札に付する事項  
(1) 借入れをする物品等及び数量

保健医療情報システムに用いる以下の機器

ア サーバ	1台
イ 端末	12台
ウ 無停電電源装置	12台
エ ルータ	12台
オ ページプリンタ	12台

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 借入期間

平成19年3月1日から平成19年3月31日まで

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書のとおり

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 借入れをする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- (5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県衛生部医療政策課  
電話 026(235)7141

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年11月17日 午後2時  
イ 場所 長野県庁 西庁舎403号会議室

(3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当

する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要です。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

医療政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年11月2日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

マイクロ回線設備の点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から平成19年3月9日まで

(4) 履行場所

長野市 長野県庁

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に同種のマイクロ回線保守点検業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (5) 電波法(昭和25年法律第131号)第24条の2第1項の登録を受けている者であること。
- (6) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県土木部河川課管理調整係

電話 026 (235) 7308

#### 4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成18年11月22日(月) 午前9時30分  
イ 場所 長野県庁 議会増築棟403号会議室
  - (3) 郵便入札の可否  
郵便による入札は、受け付けません。
  - (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年11月16日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成18年11月17日(金)までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
  - (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (6) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (7) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
  - (8) 契約書作成の要否  
必要とします。
  - (9) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他  
詳細は、入札説明書によります。

河川課

#### 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年11月2日

長野県諏訪地方事務所長 八重田 修

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び予定数量  
A重油 44,000リットル
- (2) 物品等の特質  
入札説明書によります。
- (3) 納入期間  
契約の日から平成19年3月31日まで
- (4) 納入場所  
入札説明書によります。
- (5) 入札方法  
1リットル当たりの売買単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事

業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

諏訪市上川1-1644-10

長野県諏訪地方事務所 地域政策課

電話 0266 (57) 2900

#### 4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所(郵送による入札は認めません。)  
ア 日時 平成18年11月17日 午後2時  
イ 場所 長野県諏訪合同庁舎 5階講堂
  - (3) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (4) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (5) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
  - (6) 契約書作成の要否  
必要とします。
  - (7) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他  
詳細は、入札説明書によります。

管財課

#### 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成18年11月2日

長野県上小地方事務所長 田中利明

- 1 許可番号 平成18年3月30日  
長野県上小地方事務所指令17上小地建第14-18号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
東御市塩川字鍋谷窪2227-1の内、2232-2の内、2233の内、

2234の内、2235の内、2251-1の内、2252-2、2252-3、2252-4、2252-5、2253-3、2254-3、2254-4の内、2255、2256、2257-1、2259-1、2259-3、2260-3、2260-4、2261-1、2262-1、2262-2、2262-3の内、2263-1、2263-2、2264-1、2264-2の内、2265-1、2265-2の内、2266-2、2266-3、2267-1、2267-2の内、2268-1、2268-2の内、2269-1、2269-2の内、2270-1、2270-2の内、2271-1、2281-1の内、2281-3の内、2282-1の内、2282-2の内、2283-1の内、2284-2、2286-1、2286-2の内、2286-3、2286-5の内、2296-4、2296-5の内、2296-6の内、2296-7、2297-1の内、2297-4、2297-5、2297-6、2298-1の内、2301-1の内、2302の内、2303-1、2303-2、2304、2305-1の内、2305-2の内、2306の内、2227-1先から2232-2先まで、2234先から2235先まで、2254-4先から2268-2先まで、2286-1先から2284-2先まで、2297-6先から2297-5先まで、2304先から2297-1先まで、2306先から2304先まで、本海野字川原493の内、495-1の内、495-3の内、496-1の内、496-2の内、496-3の内、498-1の内、498-2、498-4の内、499-3の内、500-3の内、504-1の内、504-3の内、505-2の内、506、506-1、507-3の内、511-4、511-5の内、493先から507-3先まで、511-5先、塩川字鍋谷窪2305-1先から本海野字川原511-4先まで

### 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東御市東281-2 東御市長 土屋 哲 男

建築管理課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年11月2日

長野県松本建設事務所長 吉池 茂 昭

### 1 入札に付する事項

#### (1) 調達をする役務

ダム多重無線設備保守点検業務委託

#### (2) 役務の特質

入札説明書のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結日の翌日から平成19年3月9日まで

#### (4) 履行場所

松本市中川 水上ダム

塩尻市奈良井 奈良井ダム

東筑摩郡筑北村富蔵 小仁熊ダム

東筑摩郡麻績村北山 北山ダム

#### (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

#### (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札

に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去5年以内に同種の設備の設置業務又は保守点検業務の履行実績を有する者であること。

(5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。

### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

松本市大字島立1020

長野県松本建設事務所 総務課

電話 0263(40)1961

### 4 入札手続等

#### (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年11月14日(火) 午後1時

イ 場所 長野県松本合同庁舎 501号会議室

#### (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

#### (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年11月8日(水)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

#### (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

#### (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

#### (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

#### (8) 契約書作成の要否

必要とします。

#### (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

### 5 その他

詳細は、入札説明書によります。

河川課

## 公告

平成19年度長野県立盲学校及びろう学校の幼稚部の幼児及び高等部の生徒並びに養護学校高等部の生徒を次のとおり募集します。

平成18年11月2日

長野県教育委員会

## 1 募集人員及び志願資格

学 校 名	募 集 人 員		志 願 資 格
長野盲学校 長野市北尾張部321 電話 026-243-7789	幼稚部		若干名
	高等部	普通科 保健医療科 専攻科理療科	” ” ”
松本盲学校 松本市旭2-11-66 電話 0263-32-1815	幼稚部		”
	高等部	普通科 保健医療科 専攻科理療科	” ” ”
長野ろう学校 長野市三輪1-4-9 電話 026-241-5320	幼稚部		”
	高等部	産業工芸科 被服科	” ”
松本ろう学校 松本市寿豊丘大野田820 電話 0263-58-3094	幼稚部		”
	高等部	産業工芸科 被服科 専攻科デザイン 工学科	” ” ”
長野養護学校 長野市徳間宮東1360 電話 026-296-8393	高等部	普通科	”
伊那養護学校 伊那市西箕輪8274 電話 0265-72-2895	”	”	”
松本養護学校 松本市今井1535 電話 0263-59-2234	”	”	”
上田養護学校 上田市岩下462-1 電話 0268-35-2580	”	”	”
飯田養護学校 下伊那郡喬木村 1396-2 電話 0265-33-3711	”	”	”
安曇養護学校 北安曇郡池田町会染 6113-2 電話 0261-62-4920	”	”	”
小諸養護学校 小諸市市字中原 824-3 電話 0267-22-6300	”	”	”

(1) 幼稚部  
3歳以上の幼児で、両眼の矯正視力がおおむね0.3未満の者又は視力以外の視機能障害が高度の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能若しくは著しく困難な程度のもの

(2) 高等部  
中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(平成19年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障害の程度に該当するもの。ただし、専攻科理療科にあっては、高等学校(高等部)を卒業した者(平成19年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で上記(1)の障害の程度に該当するものとします。

(1) 幼稚部  
3歳以上の幼児で、両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上の者のうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの

(2) 高等部  
中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(平成19年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障害の程度に該当するもの。ただし、専攻科デザイン工学科にあっては、高等学校(高等部)を卒業した者(平成19年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で上記(1)の障害の程度に該当するものとします。

中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(平成19年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、次のいずれかに該当するもの。ただし、訪問教育にあっては、障害のため通学して教育を受けることが困難な者に限ります。

(1) 知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度の者  
(2) 知的発達遅滞の程度が(1)に掲げる程度に達しない者のうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

飯山養護学校 飯山市野坂田字替田 220-1 電話 0269-67-2580	〃	〃	〃	
諏訪養護学校 諏訪郡富士見町富士見 11623-1 電話 0266-62-5600	〃	〃	〃	
木曾養護学校 木曾郡木曾町福島 1134-1 電話 0264-22-3553	〃	〃	〃	
花田養護学校 諏訪郡下諏訪町社字花 田6525-1 電話 0266-28-3033	〃	〃	〃	(1) 中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(平成19年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、次のいずれかに該当するもの(信濃医療福祉センターに措置されている者に限ります。)。ただし、訪問教育にあつては、障害のため通学して教育を受けることが困難な者で、花田養護学校の中学部を卒業したもの(平成19年3月に卒業する見込みの者を含みます。)に限ります。 ア 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度の者 イ 肢体不自由の状態がアに掲げる程度に達しない者のうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの (2) 平成19年3月に花田養護学校の中学部を卒業する見込みの者で、(1)のア又はイに該当するもの
稲荷山養護学校 千曲市野高場1795 電話 026-272-2068	〃	〃	〃	中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(平成19年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、次のいずれかに該当するもの。ただし、訪問教育にあつては、障害のため通学して教育を受けることが困難な者に限ります。 (1) 次のいずれかに該当する者 ア 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度の者 イ 肢体不自由の状態が(1)のアに掲げる程度に達しない者のうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの (2) 次のいずれかに該当する者 ア 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度の者 イ 知的発達の遅滞の程度が(2)のアに掲げる程度に達しない者のうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
若槻養護学校 長野市上野 2-372-2 電話 026-295-5060	〃	〃	〃	中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(平成19年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、次のいずれかに該当するもの。ただし、訪問教育にあつては、障害のため通学して教育を受けることが困難な者に限ります。
寿台養護学校 松本市寿豊丘811-88 電話 0263-86-0046	〃	〃	〃	(1) 慢性の呼吸器疾患、じん臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度の者 (2) 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度の者

## 2 志願及び選考の方法

学校名	志 願			選 考		
	受付期間	志 願 書 類	場 所	方 法	期 日	場 所
長野盲学校 松本盲学校	平成18年12月1日 (金)から平成19年 2月16日(金)まで	(1) 入学書類 (2) 志願する本人の調 査書(志願先学校長の 定めるものとします。)	志願先学校	志願書類 学力検査 面 接 ただし、訪 問教育につい ては、志願書 類に基づいて 総合的に判断 します。	学力検査 平成19年3月2日(金) 面接 学校長が別に定める日	志願先学校
長野ろう学校 松本ろう学校	平成19年2月1日 (木)から同月27日 (火)まで。ただし、 専攻科デザイン工学 科については、平成 18年12月1日(金) から同月22日(金) までとします。	(3) 訪問教育にあつて は、病気療養のため入 院している者又は児童 福祉施設に入所してい る者は主治医又は施設 長の同意書 (4) 志願先学校長が必要 と認める書類			学力検査 平成19年3月7日(水) ただし、専攻科デザイ ン工学科については、 平成19年1月26日(金) とします。 面接 学校長が別に定める日	
長野養護学校 伊那養護学校 松本養護学校 上田養護学校 飯田養護学校 安曇養護学校 小諸養護学校 飯山養護学校 諏訪養護学校 木曾養護学校 花田養護学校 稲荷山養護学校	平成18年12月1日 (金)から同月22日 (金)まで				学力検査 平成19年1月19日(金) 面接 学校長が別に定める日	
若槻養護学校 寿台養護学校	平成19年2月13日 (火)から同月27日 (火)まで	上記(1)から(4)までに 掲げる書類及び若槻養護 学校にあつては独立行政 法人国立病院機構東長野 病院、寿台養護学校にあ つては独立行政法人国立 病院機構中信松本病院の 診断書			学力検査 平成19年3月7日(水) 面接 学校長が別に定める日	

## 3 入学許可

学校長が、志願者の保護者に平成19年3月19日(月)までに通知します。

## 4 その他

志願等についての問い合わせは、志願先の学校に行ってください(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

特別支援教育課

## 公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成18年11月2日

長野県公安委員会

## 1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの

## 2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
12月6日 (水)	午後1時から 午後4時まで	諏訪会場	諏訪市大字四賀381-4 諏訪警察署	50名
12月13日 (水)	午後1時から 午後4時まで	佐久会場	佐久市岩村田1156-2 佐久警察署	50名

## 3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

## 4 受講手続

## (1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地为管轄する警察署に申し込んでください。

## (2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

## (3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

## 5 その他

## (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

## (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

## (3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年11月2日

長野県千曲川流域下水道建設事務所長

城之内 高志

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務

千曲川流域下水道（上流処理区）汚泥処分業務委託（長野市真島3-(1)）380トン（予定数量）

## (2) 役務の特質

脱水汚泥のセメント資源化による処分

## (3) 履行期間

平成19年1月5日から平成19年2月28日まで

## (4) 処分汚泥発生場所

長野市真島町川合1060-1

千曲川流域下水道上流処理区終末処理場

## (5) 入札方法

1トン当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

## (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

## (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

## (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

## (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第6項の規定により、処分を行おうとする場所を管轄する都道府県知事等から産業廃棄物の処分の業（焼成）の許可を受けた者であること。

## (5) 当該業務を安定的に実施する体制が整備されている者であること。

## 3 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

## (1) 入札説明書及び仕様書の交付期間

平成18年11月2日から平成18年11月9日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで

## (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11

長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務課

電話 026(224)3652

## 4 入札手続等

## (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨



日本語及び日本国通貨

(2) 入札説明会

実施しません。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年11月22日 午前10時

イ 場所 長野県千曲川流域下水道建設事務所  
3階301号会議室

(4) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 平成18年11月21日 午後5時(必着)

イ 提出場所 郵便番号 380-0917  
長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11  
長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務課

(5) 入札保証金

政令第167条の第7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、2の(4)の資格を有することを証する書類その他入札説明書に定める書類を同入札説明書に定められた期限までに上記3の(2)の場所に提出してください。この場合において、入札日の前日までに必要な証明書等の内容に関する照会があったときは、説明してください。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

生活排水対策課